

# 令和 8 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

---

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）

---

## 議事日程 第 1 号

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 2 号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 玉村町手話言語条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10 号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12 号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 13 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 14 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 15 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 16 号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 8 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 8 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 8 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 8 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 8 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 8 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 8 年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第 3 3 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	川 端 悟 君	2番	峯 岸 敬 一 君
3番	笛 木 美登利 君	4番	嶋 田 由紀子 君
5番	井 上 景 子 君	6番	松 本 幸 喜 君
7番	羽 鳥 光 博 君	8番	堀 越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高 橋 茂 樹 君
11番	浅 見 武 志 君	12番	月 田 均 君
13番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

## ○表彰の伝達

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。

本日は、開議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る2月13日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、月田均副議長が群馬県町村議会議長会より町村議会議員10年以上在職者として表彰されましたので、その伝達を行いたいと思います。

月田副議長、演台の前にお進みください。

〔12番 月田 均君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 月 田 均 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

令和8年2月13日

群馬県町村議会議長会長 黒 岩 巧

〔拍 手〕

◇議長（新井賢次君） それではここで、群馬県町村議会議長会長期勤続表彰を授与されました月田副議長よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔12番 月田 均君登壇〕

◇12番（月田 均君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ありがとうございます。

私振り返ってみまして10年前、先輩議員が表彰されているのを見ていまして、随分先の話だなと、私には関係ないなということで感じていたのですが、10年たちました。振り返ってみまして、やはり優しい先輩議員と気の合った同僚議員と、あとなかなか勉強熱心な職員の方と10年間一緒に仕事をすることができました。非常に私としては充実していたし、また楽しい10年間を過ごすことができました。この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。私もまたこれからさらに精進して、議員活動に努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

◇議長（新井賢次君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

月田副議長におかれましては、玉村町議会議員として、これまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進にご尽力され、そのことが認められたものであります。心からお祝いを申し上げます。今後とも議会のさらなる充実のため、ご活躍いただきますようお願い申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

◇

## ○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 改めまして、おはようございます。

令和8年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和8年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、公私ともご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、令和8年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から令和8年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いするところであります。

また、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調管理、感染症対策にも十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時5分開会・開議

◇議長（新井賢次君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（新井賢次君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容はお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（新井賢次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、7番羽鳥光博議員、8番堀越真由子議員の両名を指名いたします。



### ○日程第3 会期の決定

◇議長（新井賢次君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 令和8年玉村町議会第1回定例会、議会運営委員長報告を行います。

令和8年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月19日までの17日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、28議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

続きまして、町長から令和8年度の施政方針が示されます。

次に、議案第2号から議案第8号までの条例の制定に関する7議案について、それぞれ提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第9号から議案第16号までの条例の一部改正等に関する8議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続きまして、議案第17号から議案第21号までの令和7年度補正予算関係5議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第22号から議案第28号まで令和8年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、意見第1号の人権擁護委員候補者の推薦について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、事務整理のため休会といたします。

日程3日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程4日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 7 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 3 人です。

日程 8 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 3 人です。

日程 9 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 3 人です。

日程 10 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 2 人です。

日程 11 日目は、中学校卒業式のため休会といたします。

日程 12 日目、13 日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 14 日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入・歳出質疑が行われます。

日程 15 日目は、事務整理のため休会といたします。

日程 16 日目は、予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入・歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程 17 日目は、最終日となり、午前 11 時から議会運営委員会が開催され、午後 1 時 30 分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された議案第 2 号から議案第 8 号までの 7 議案について、それぞれ委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各常任委員長より、開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上、申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 8 年玉村町議会第 1 回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 3 月 19 日までの 17 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。

---

## ○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

堀越真由子総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 堀越真由子君登壇〕

◇総務経済常任委員長（堀越真由子君） 本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和8年2月4日午前9時から午前11時34分。

場所、全員協議会室。

本委員会は2月4日、委員全員参加の下、所管する経済産業課の当面の課題について調査しましたので、報告します。

調査項目、玉村町の農業について。経済産業課から資料に基づき説明。土地は高低差がなく、平地を利用した農業が盛んである。

玉村町の農地について。玉村町の面積は2,578ヘクタールで、そのうち農地は808ヘクタール、町の面積の約31%、担い手への集積率は75.1%となっている。

玉村町の水田について。水田は、主に水稲と麦類が栽培されている。同じ水田で時期をずらして、水稲と麦類を栽培する二毛作を行っている。

玉村町の畑について。畑では、麦類が作られている畑もあるが、主に野菜が作られている。

玉村町の畜産について。畜産は、牛と豚の生産が行われている。昔は、町中で盛んに行われていたが、現在は牛が6戸、豚が1戸となっている。

農業の今と未来について。今日本中で農業をする人が少なくなっており、玉村町でも同じである。一方で、新しく農業を始める若い人や女の人もいる。また、それまでの仕事を退職した後に農業を始める人もいる。皆がこれから農業に興味を持ってくると、農業の未来も明るくなる。

考察。今回玉村町の農業について、現状と今後について調査を行い、農業用水を配水している水門及び水路の現地調査も行った。経済産業課からは、玉村町の農業の現状や今後について説明を受けた。調査の結果、農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の発生、用水路、水門等の農業施設の老朽化など、構造的課題が進行している実態が明らかとなりました。特に水の確保と適切な配分は、営農の根幹を支える重要な要素であり、農業インフラの計画的な整備の必要性を強く認識したところであります。

一方で、本町は平坦な地形条件や高い農地集積率、二毛作体制などの強みを有しております。食料安定保障の観点からも、地域農業の維持は極めて重要であり、町として農業を基幹産業として位置づけ、担い手確保、農地保全、用水路、水門等の農業インフラ整備を計画的に進めていく必要があるとの認識を委員会として共有いたしました。

委員会としては、今後も継続的に農業施策の在り方について調査検討を行い、本町における重要政策分野として、施策展開が図られるよう提言してまいります。

なお、詳細につきましては、お手元の報告書のとおりでございます。

以上、所管事務調査の報告といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和8年2月5日木曜日、午前9時12分から午前10時24分。

場所、全員協議会室。

本委員会は、2月5日、委員全員参加の下、所管する住民課の実施状況について調査しましたので、報告します。

調査項目は、マイナンバーカードの現状と今後の取組について。

マイナンバーカード及び各種マイナンバーカードのメリットについては、お手元の資料をお読みいただきたいと思います。なお、マイナンバーカードには、利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類があり、それぞれ更新時期ですとか手続が違いますので、大変複雑な作業になるということをし添えておきたいと思います。

マイナンバーカードの交付事務の懸念事項について。1、更新時期の集中、2、更新に伴う暗証番号の再設定、3、外国人住民のマイナンバーカードの更新、4、マイナンバーカード関係の受付窓口、機械等について、5、申請書類の増大と保管、これらについて指摘がございました。詳しくはお手元の資料をお読みいただきたいと思います。

考察に移りたいと思います。今回、マイナンバーカードの現状と今後の取組について調査を行った。住民課からは、交付状況及び交付手続等について説明を受け、その後マイナンバーカード更新期を迎えることによる交付事務の懸念事項について説明を受けた。

委員からは、高齢者のマイナンバーカードの保管状況や更新手続のための移動の問題とともに、更新手続の事務負担の大きさ等が指摘された。また、せつかくあるシステムのため、システムの連携を図ることで他の事務負担を軽減する手だてとして活用すべきではないか、との意見があった。

今後については、コンビニの電子申請への啓発、窓口業務委託及び申請書の自動作成支援システムの導入、マイナンバーカードの手続機器の増設等により、住民の待ち時間の短縮や職員の事務負担の軽減を図られるよう要望する。

以上、所管事務調査とします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 議会運営委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査をお手元の資料のとおり、会議規則77条の規定により報告させていただきます。

日時は、令和8年の1月28日でございます。

視察地は、茨城県稲敷郡阿見町役場。

調査事項は、議会改革について。以下、出席委員と随行者と対応者につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

茨城県阿見町につきましては、特徴といたしましては、霞ヶ浦とその湖面のかなたに望む名峰筑波山の柔らかな稜線が織りなす、美しく雄大な自然景観が見られる町でございました。産業といたしまして、阿見町の名を冠しました阿見グリーンメロン、銘柄産地指定を受けたレンコン、銘柄推進産地指定を受けたスイカ（大玉）など、自慢の特産品が数多く生産されている、農業の盛んな地域でございます。

観光では平成21年に開業したあみプレミアム・アウトレットに多くの観光客が訪れているとともに、平成22年に開館した予科練平和記念館にはたくさんの来館者があり、令和4年4月に累計来館者数60万人を達成いたしました。さらに令和4年6月に元横綱の稀勢の里関の相撲部屋、二所ノ関部屋が開所し、観光面のみならず、スポーツ、文化など、様々な場面での連携が進んでおります。

さらに阿見町は、令和9年11月1日に市制に移行予定であり、阿見市となる予定でございます。

阿見町の概要につきましては、茨城県阿見町は人口が計5万120人でございます。これは、令和7年の12月1日現在でございます。5万人を超える町となっております。財政状況が記載されておりますけれども、令和7年度当初予算の一般会計では384億4,000万円の予算規模となっております。

阿見町議会の概要につきましては、議会改革ランキング上位にある阿見町といたしまして特徴的なことは、議会モニター制度が導入されておまして、町民からの要望を受け、12名の議会モニターの方々が活躍しております。あみ議会報告会と交流会が開催されておまして、これまで12回にわたり実施されてきております。放課後議員カフェといった特色のある行事が行われておまして、阿見町議会では開かれた議会を目指して様々な取組を行っており、7月の町内3つの町立中学校と霞ヶ浦高等学校において放課後議員カフェを開催しまして、生徒と議員との交流が行われております。

議会改革アドバイザー制度を導入しておまして、令和3年4月から取手市議会の事務局次長（当時）岩崎様をお迎えいたしましてアドバイザーを委嘱し、結果町議会が令和4年度には第17回マニフェスト大賞で優秀躍進賞を受賞するという大きな成果があり、引き続きアドバイザーに委嘱し取り組んでおるところでございます。

最後に、考察でございます。今回全国的にも先進的な議会改革を実施している茨城県阿見町を訪問し、視察研修を行った。委員からは、予算特別委員会における事業評価シートに付された当初予算に

対する附帯決議の効果、議会報告会と意見交換会の違い、それぞれの会への町民の集まり具合、本会議のインターネット中継の視聴者動向、タブレット端末導入後の議会運営の改善点など、多岐にわたり活発の意見交換が行われました。

玉村町議会といたしましても、取り入れられるものは積極的に取り組むべく検討を進める必要があると考えますが、当委員会といたしましては議会報告会の開催を考慮するほか、デジタル化は避けて通れない課題として、タブレット端末導入による議会活動の効率化など、引き続き調査研究を進めていきたいと考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

以上で、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



## ○日程第5 町長施政方針

◇議長（新井賢次君） 日程第5、町長施政方針を議題といたします。

これより、施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和8年度の施政方針を申し述べる前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび月田均副議長におかれましては、群馬県町村議会議長会より議会議員10年以上在籍者として表彰されました。長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。今後ともますますご活躍されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

さて、去る2月にはイタリアでミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催されました。国内外の代表選手たちの限界に挑む姿勢や困難に立ち向かう粘り強さは、私たちに大きな勇気と感動をもたらしました。勝敗やメダルの有無にかかわらず、日々の努力を積み重ね、自己を磨くその姿こそ、広く称賛されるべきものと感じました。

また、来る3月6日からはパラリンピックが開催されます。パラリンピックは、スポーツを通して多様性を尊重するインクルーシブな社会の実現を促す重要な機会です。オリンピック精神に根差す共生の理念を広めることは、全ての人々が尊厳を保ち、安心して暮らせる社会をつくる上で不可欠です。町としましても、今後とも国籍や文化の違い、障害の有無などにかかわらず、互いを認め合い、共に力を合わせて暮らす共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和8年度施政方針を申し上げます。

令和8年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和8年度の町政運営に対する方針及び予算の

大要について、所信を申し述べさせていただきます。町民の皆様並びに議員各位には、変わらぬご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

私が町長に就任してから7年目となり、2期目の折り返し地点を迎えております。これまで国に先駆けて実施した公立小中学校の給食費無償化をはじめ、こども家庭センターの充実、地域防災力の強化、産業団地の整備など、第6次玉村町総合計画の下「暮らすなら、ここがいい。」という未来像の実現に向け、皆様と共に着実な歩みを続けてまいりました。

新年度では、道路インフラや公共施設の長寿命化等の都市基盤整備を強力に推し進めるとともに、保育所のさらなる充実と待機児童の解消、学校教育の充実及び高齢者支援の拡充、新たな産業団地の検討や地域経済の活性化など、さらなる町の持続的発展に向け、全力を尽くしてまいります。町民の皆様と議員の皆様には、今後も一層のご支援、そしてご理解をよろしくお願いいたします。

さて、世界情勢に目を向けますと、戦後の世界秩序は大きく変化しております。先日のアメリカとイスラエルによる対イラン軍事作戦は、当事国のみならず中東地域全体に影響を及ぼし、取り返しのつかない事態になることが懸念されます。戦争は憎しみの連鎖とその増幅です。一刻も早い停戦を願うばかりです。また、日中関係についても、経済的・文化的な結びつきが強い隣国であるからこそ、そこに課題や懸案があるのは当然であり、対話を通じて信頼を築き、相互理解を深めることが重要であると考えております。

また、経済に目を向けますと、エネルギー価格の高騰やレアアース、重要鉱物の調達不安定化及び米中対立などの地政学的リスクが依然として経済の先行きを不透明にしています。国内経済は、為替相場や資源価格の変動、物価高騰等による家計への負担が課題となっており、政府は「責任ある積極財政」により物価上昇を上回る賃金上昇を実現し、消費マインドの改善や事業収益の上昇による税収増加を目指しております。

このような状況の中、玉村町といたしましては、人口減少や高齢化という課題に真正面から向き合いながら、地域資源や住民の絆を生かしつつ、住みよい持続可能なまちづくりを推進してまいり所存です。これからも町政の発展に向け、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年度の玉村町予算編成におきましては、賃金上昇等による一定の税収増は見込まれるものの、それを上回る社会保障費や人件費、物価の上昇等に加え、各種公共施設の長寿命化工事が集中し、必要な財源の確保が大変厳しい状況でございました。そのような状況下においても、社会経済状況の変化を確実に捉え、新たな行政需要に対応すべく取り組んでまいりました。

その結果、一般会計予算は過去最大の146億5,000万円となり、対前年度比10.2%増の予算となりました。

本予算は、災害への備えや子育て支援、学校教育の充実、生活交通の確保、地域経済の活性化等に加え、老朽化した道路や公共施設等のインフラ整備に重点を置いた「暮らしとインフラを守り、未来

に希望をつなぐ予算」として編成いたしました。

それでは、令和8年度の町政運営について、具体的な内容を説明いたします。

まず、町の根幹を支えるインフラの整備についてです。

町民の生活に欠かせない幹線道路や生活道路等について、老朽化した道路の舗装修繕工事や改良工事に対する予算を前年度比で約1億3,000万円増額いたしました。老朽化した道路インフラの長寿命化を推進することで、安全で快適な道路ネットワークの確保を目指してまいります。

また、町内の多くの公共施設につきましては、建設当時から年数が経過し、施設や設備の老朽化が大きな課題となっています。これらの施設は、町民生活を支える重要な資産であり、引き続き必要な公共サービスを提供できるよう、新年度では、海洋センターや総合運動公園管理棟の長寿命化工事をはじめ、学校給食センターにおける大型調理器具の入れ替えや施設修繕、文化センター大ホールの舞台つり物機構設備の改修並びに町立図書館の空調設備更新等を予定しており、玉村町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいた計画的な長寿命化工事を実施してまいります。

さらに、水道事業では、AIを活用した管路劣化予測業務を新たに実施し、管路の劣化等の早期発見に努めるほか、下水道事業では、ストックマネジメント計画の実施計画を策定し、施設の点検・調査、修繕・改築等を最適化することで、持続可能な下水道事業の実現を図ってまいります。

次に、子育て支援では、国の公立小学校の給食費無償化に加え、町の独自施策である町立中学校における給食費無償化、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化を引き続き実施してまいります。また、町で初めてとなる病児・病後児保育施設を備えた民間保育所の建設が令和9年度の開園に向けて始まります。高まる保育ニーズに対応するとともに、町全体としての保育施設再編整備を進めてまいります。また、4月から始まる乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」の開始や、新たに子育て世帯訪問支援事業等を導入し、子育て家庭へのきめ細やかな支援を強化してまいります。

学校教育においては、今年度に設置した校内教育支援センターについて、中学校の支援員を増員することで、これまで以上にきめ細やかで寄り添った支援を行い、不登校の未然防止や登校復帰につなげてまいります。また、南小学校においてトイレ改修工事を実施し、学校施設の質的向上と計画的な長寿命化を図ってまいります。

次に、防災面でございますが、非常備消防における消防団の再編について、令和7年度からの繰越し事業である中央分団詰所の整備により、全ての分団の再編が完了します。今後は、再編後の5つの分団と2つの機能別分団により、さらなる地域防災力の向上と団運営の効率化を図ってまいります。さらに、現在県が実施している利根川河川改修に伴う高橋川の樋門改修については、現在の計画流量に適合する規模に改修することで、高橋川の内水氾濫防止を図るとともに、豪雨時の防災力強化に努めてまいります。

次に、地域経済や産業振興において、新たに大学等と連携した特産品開発を行うほか、地域おこし

協力隊による移住促進や地域の活力創出等に努めてまいります。また、新たな産業団地となる候補地の選定については、産業団地事業化に向けた基礎調査業務を実施し、町の持続的発展とさらなる雇用創出を図ってまいります。

農業振興では、五料・飯倉地区の農地利用活性化において、引き続き企業誘致を進めるとともに、新たな町のブランド作物を創出するため、奨励作物の栽培を推進し、地域ブランドの発信に注力してまいります。また、広域種子センターの利用者支援を引き続き行うとともに、近年の異常気象による病害虫の発生等に対応するため、新たに病害虫防除支援事業として農薬代の一部を補助し、農業の将来を担う経営体の負担を軽減してまいります。さらに、道の駅玉村宿では、老朽化した空調設備の一部を更新し、地元農産物・物産品などの販売促進やさらなる集客を図ってまいります。

次に、行政サービスのデジタル化推進では、町立の保育施設に保育支援システムを導入し、登園管理や各種連絡調整のICT化による保護者の負担軽減やコミュニケーションの円滑化を図り、保育の質の向上に努めてまいります。また、マイナンバーカードの各種手続の申請について、申請書交付機の導入と受付業務の一部委託を実施し、待ち時間の短縮と事務の効率化を行うほか、地方税統一QRコードを活用した公金収納の拡大や生成AIの本格導入等により、効率的な行政運営と住民の利便性向上を図ってまいります。

次に、公共交通の充実についてでございます。デマンド乗合タクシー「たまGO」では、運行時間を拡大して利用者の利便性を高めるほか、路線バスの定期代を補助する通学支援事業では、中高校生に加えて小学生から大学生まで対象者を拡充し、通学者の負担軽減と路線バスの利用促進を図ります。また、交通弱者対策事業のタクシー利用補助券につきましては、QRコードを活用したタクシー利用券の導入や免許返納者に対する配布枚数の増加のほか、新たに妊産婦を対象としたタクシー利用補助券を発行いたします。これらにより、既存路線バスの利用促進を図りつつ、交通弱者の交通手段の確保に努めてまいります。

以上が、新年度予算における主要事業でございます。

ここからは、「第6次総合計画」の「6つの重点目標」に沿って、各種事業をご説明いたします。重複する事業もございますが、ご了承ください。

まず、重点目標1として、『「わざわい」から生命と財産をまもる』について、ご説明申し上げます。

初めに、防災・減災対策及び消防体制の充実につきましては、前年度に導入した防災行政無線や災害情報一斉伝達・収集システム等により、緊急時に迅速・確実な情報伝達を確保するほか、各地域における自主防災組織育成や計画的な防災備蓄品の拡充により、災害時における万全な体制を整えてまいります。

また、内水氾濫防止対策として、高橋川の樋門改修に加え、町に管理が移管されるガニ川利根川放流部の樋門も適切に管理してまいります。

消防体制の充実につきましては、伊勢崎市への委託による常備消防に万全を期すとともに、非常備消防では、消防団再編後の円滑な団運営に必要な整備等を行い、団員が活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラやLED防犯灯の適切な維持管理により地域における犯罪抑止を図るほか、交通安全対策においても、通学路等における区画線、路面標示の整備や老朽化したカーブミラーの更新等、交通安全施設の適切な維持管理を行うとともに、児童生徒への交通安全教室の開催や高齢者に対する交通安全啓発等を引き続き実施し、交通事故の未然防止に努めてまいります。

続きまして、重点目標2として、『子どもを育て未来をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、子育て支援環境の整備充実です。

公立小学校における給食費は、令和8年度から国の政策による支援制度が開始されることになりましたが、その対象とならない公立中学校における生徒の給食費、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費について、引き続き町の独自施策として無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。また、新たな民間保育所の建設に係る費用の一部を補助し、認可保育所における待機児童の解消と保育施設の再編整備を進めます。

また、こども誰でも通園制度の実施、町立保育施設におけるICT化、5歳児健康診査、子育て世帯訪問支援事業の導入及び「こどもまんなかセンターにじいろ」による相談支援の実施等により、子供の良質な成育環境を整備するとともに、働き方やライフスタイルにかかわらず安心して子育てができる環境整備を進めていきます。

次に、教育環境の整備充実です。

まず、今年度に導入した「校内教育支援センター」につきましては、さらにきめ細かい支援を行うため支援員を増員するほか、外国人子女教育支援事業では、日本語教室指導員を増員し、外国人児童生徒の増加に対応してまいります。

隔年で実施している中学生海外交流事業につきましては、前回同様にエレンズバーグにて開催する予定です。日本にいる生徒とのオンライン交流も実施し、豊かな国際感覚と幅広い視野の育成に取り組んでまいります。

また、学校施設の整備充実では、南小学校におけるトイレ改修工事を実施するほか、学校給食センターにおいては、施設修繕や設備の更新、調理場等への空調設備導入に向けた実施設計を行うなど、計画的な施設の長寿命化を実施し、教育環境のさらなる質的向上に取り組んでまいります。

教員の多忙化対策につきましては、学校部活動について部活動指導員を増員し、教員の負担軽減と部活動指導体制の充実を図るとともに、段階的な地域移行の一環として、地域クラブ活動推進に関する業務委託を実施してまいります。

さらに、子供の権利を尊重したまちづくりを推進するため、「こども基本条例」の制定に向けた取組を進めてまいります。子供を対象としたアンケート調査をはじめ、ワークショップ等を通じて意見

の集約を図り、令和9年4月の制定に向けて「子ども子育て会議」等で議論を重ねてまいります。

続きまして、重点目標3、『元気に年を重ねられる町をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実です。地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、引き続き「重層的支援体制整備事業」に取り組んでまいります。

具体的には、地域における高齢者支援の総合相談窓口である地域包括支援センターや専門資格職員による障がい者相談支援を行う基幹相談支援センターをはじめ、介護予防サポーターの養成、ふれあいの居場所づくり、地域活動支援センターなど、介護、障がい、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、一体的・包括的な取組を進めてまいります。特に、アウトリーチ等を通じた継続的支援では、高崎健康福祉大学との連携において、ひきこもりの当事者に対する訪問アウトリーチを実施し、一人ひとりに寄り添った支援をしてまいります。

高齢者福祉の充実では、デマンド乗合タクシー「たまGO」の運行時間の拡大や、免許返納者に対するタクシー利用補助券の配布枚数増加など、高齢者の交通手段の確保に取り組むほか、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」、「あおぞら体操」によるフレイル予防の推進や、認知症サポーターの養成、民生委員の見守り活動等、地域社会との「つながり」をしっかりと保ちながら高齢者が安心して暮らせるようサポートしてまいります。

また、介護を担う人材を確保するため、介護に関する入門的研修の実施や介護職員初任者研修参加者への助成、在宅で寝たきり等の高齢者に対する訪問理美容サービスの実施など、介護福祉の向上に努めてまいります。

障がい福祉の充実では、特に、特別な支援を要する子供たちが増加していることから、医療的ケアの充実を図るとともに、のびやか発達相談や保育所、幼稚園等への巡回相談、「こどもまんなかセンターにじいろ」による包括的な相談支援などにより、適切に医療や障がい福祉サービスへつなげます。また、障がい児やその家族が、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサポートを充実させ、自立して社会参加できる共生社会の実現を進めてまいります。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により、疾病の早期発見、重症化予防に努めるとともに、それぞれの特別会計において、安定した制度運営を図ってまいります。介護保険特別会計では、介護予防に重点を置き、これまで取り組んできた「高齢者健康教育事業」、「高齢者筋力向上トレーニング事業」、「はつらつ健康教室事業」、「認知症予防事業」等をさらに進め、介護給付費の上昇を抑制してまいります。また、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度となるため、第9期計画における施策の効果や改善点を次期計画に的確に反映し、理念に掲げた「高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を目指して介護保険制度の円滑な運営に努めてまい

ります。

次に、保健予防・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組み、健康寿命の延伸につなげていけるよう、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。また、「健康増進・食育推進計画」が最終年度となるため、令和7年度に実施した住民アンケート結果を踏まえて第3期計画を策定し、町民の健康増進に努めてまいります。

地域医療の充実では、伊勢崎佐波医師会と連携し、町民誰もが安心・安全な診療が受けられる体制を確保するとともに、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や休日における歯科診療体制の確保、看護師養成所の支援等を実施してまいります。

次に、生涯学習の推進では、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るため、さわやか教室をはじめとする各種講座を開催し、時代の要請に応じた学習機会を提供するほか、日頃の学習成果の発表の場として、「文化センターまつり」を開催し、さらなる生涯学習活動への参加促進を図ってまいります。また、町立図書館においては、利用者等に快適な環境が提供できるよう、老朽化した空調設備の更新を行います。

次に、スポーツの振興では、町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境整備を行うとともに、多様なメニューで各種スポーツ教室を開催いたします。

特に、玉村町B&G海洋センターにつきましては、各種設備の老朽化等が課題となっていました、新年度に大規模改修工事を実施し、施設・設備の長寿命化を図ってまいります。また、総合運動公園管理棟につきましても全面的な改修工事を実施するなど、スポーツ関連施設における計画的な長寿命化工事を実施してまいります。

また、毎年多くの方々に参加をいただいている「スポーツフェスティバル」につきましては、引き続きニュースポーツ体験や協賛企業のブース出展等、子供から高齢者まで誰でも気軽に楽しめるイベントとして開催し、町民の体力向上、健康増進を図ってまいります。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権問題においては、町民一人一人が人権に関する正しい知識と認識を深めることが重要です。そのため、町民・行政・教育関係者等を対象とした講演会を開催するほか、人権啓発映画の上映会を開催し、人権教育に関する啓発を推進してまいります。

続きまして、重点目標4『生活しやすい環境をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、申請が増加している猫の避妊手術に対する助成について、1世帯当たりの頭数制限を増やして対応するほか、空き家対策として、引き続き空き家の除却やリフォームに対する補助の実施及び空き家バンクの登録勧奨を行い、空き家のさらなる有効活用と住宅地の景観向上、居住環境の改善を図ってまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進では、今年度に改定作業を行った環境基本計画と地球温暖化対策

実行計画（事務事業編）について、啓発パンフレットなどを作成し、環境負荷の少ない持続可能な社会を推進してまいります。また、新たに北部公園サッカー場において照明のLED化を実施するほか、家庭における再生可能エネルギーの導入を推進するため、引き続き太陽光発電及び蓄電池システム設備設置費の一部助成を行うなど、脱炭素化社会に向けた取組も推進してまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機の購入助成や古紙類の集団回収及び拠点回収をはじめ、古着及び雑古紙などのステーション回収等による資源化を促進するとともに、ごみの減量や人口減少等が予想される中、廃棄物の安定的かつ効率的な処理を行うため、前橋市・桐生市・伊勢崎市・みどり市・玉村町の4市1町から成る「一般廃棄物処理広域化協議会」において、広域的な廃棄物処理施設の整備に関して、協議を進めてまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、玉村町の緑豊かな自然環境を活用した水辺の森公園の環境整備や町内の公園施設等について、誰もが安心・安全に利用できるよう適切な維持管理を行うほか、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を推進してまいります。

次に、道路網の整備充実では、町内の幹線道路や生活道路等、町道の老朽化が課題となっているため、道路舗装修繕計画に基づいた道路整備や地区からの要望に応えるための道路補修、道路改良工事に係る予算を大幅に増額し、道路インフラの長寿命化を図るほか、橋梁についても計画的に補修を行い、安心・安全な道路ネットワークを確保してまいります。

次に、公共交通の整備充実です。新年度から、デマンド乗合タクシー「たまGO」の運行時間を拡大するほか、通学支援事業では町外へ通学する小学生や大学生も対象とし、タクシー利用補助券については、免許返納者の配布枚数を増やし、新たに妊産婦を対象とするなど、さらなる公共交通の充実に努め、既存路線バスの利用促進と合わせて交通弱者の交通手段を確保してまいります。

次に、上水道の整備充実では、「安心・安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう、AIを活用した管路劣化予測業務を新たに実施し、管路の劣化等の早期発見、更新を進めるとともに、本格的にスタートした浄水場更新事業では、浄水場更新・維持管理事業発注支援業務を引き続き進めてまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路施設改築工事としてマンホール蓋の更新を実施し、管渠の老朽化等に伴う改築・更新に向けて、特環公共下水道の管渠改築実施設計を行ってまいります。

続きまして、重点目標5『たまむらの良さを次世代につなぐ』について、ご説明申し上げます。

まず、観光・移住促進による地域振興についてです。現在1名の地域おこし協力隊が移住定住促進として活動しておりますが、それらの活動を支援するためのサポート業務を委託するほか、引き続き玉村町魅力発信機構と連携した町内外への情報発信や地域の活性化を図るための地域おこし協力隊の募集を行ってまいります。

また、花火大会につきましては、開催に係る経費等、様々な要因を総合的に判断した結果、新年度は開催しないこととなりましたが、令和9年度の町政70周年における開催やその後の実施について、ワーキンググループによる検討を進めてまいります。

次に、芸術・文化活動の推進では、その拠点となる文化センター大ホールの舞台つり物機構設備を改修し、施設の長寿命化と安全の確保を図るとともに、玉村町文化振興財団による良質な芸術・文化の提供や多彩な芸術・文化事業の展開により、町民に対する意識の高揚と地域文化の振興を図ってまいります。

文化財保護・地域資源の活用につきましては、国登録有形文化財「重田家住宅」において、地域おこし協力隊や民間企業と連携し、町内外の方々を対象とした各種イベントを開催するほか、重田家住宅別館については、地域おこし協力隊によるカフェや移住体験等に活用してまいります。

また、重要無形民俗文化財である地域のお祭りや町指定重要文化財の修繕に対して助成を行い、地域の貴重な無形文化財や重要文化財の保存・継承を推進してまいります。

続きまして、重点目標6『笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる』について、ご説明申し上げます。

まず、農業の振興では、気候変動の影響等により、頻発する病害虫被害への対策として、認定農業者及び認定新規就農者が使用する農薬代の一部を補助し、農業の将来を担う経営体の負担軽減を図るほか、引き続き広域種子センターの利用料金の一部を助成し、継続的な優良種子の安定生産と品質管理の向上を図ります。また、五料・飯倉地区の農地の利活用では、企業誘致と新たな町のブランド作物の栽培を推進するほか、道の駅玉村宿では、老朽化した空調設備の更新を行い、地元農産物・物産品などの販売促進を図り、さらなる農業振興及び地域活性化を図ってまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤確立を図るため、「優良素畜」の導入や「畜産ヘルパー」の利用支援など、畜産農家の経営効率化に向けた取組を支援するとともに、豚熱の感染防止対策を進め、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、坂東大堰基幹水利施設保全対策事業をはじめ、広桃導水路ののり面整備、天川分水工の改修、天狗岩用水余水吐門の電動化等を実施し、計画的な施設の長寿命化と安定した農業用水の供給に努めてまいります。

次に、商工業の振興でございますが、地域経済の活性化を図るため、個人版ふるさと納税の新たな返礼品開発等を行う事業者に対して助成を行うとともに、大学等と連携して玉村町の土産品等となり得る地元特産品を開発し、地域資源のPRや地域の活性化等を図ってまいります。

また、町内へ事業所を新設、増設または移設する企業に対する企業立地促進奨励金や、創業者融資事業など各種制度融資による支援を引き続き実施するほか、新たな産業団地となる候補地の選定については、産業団地事業化に向けた基礎調査業務を実施するなど、町の持続的発展とさらなる雇用創出、産業振興を図ってまいります。

消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、困ったときの相談窓口として消費生活センターの充実を図るとともに、地域との連携を深めながら、消費生活に必要な情報提供を積極的に行ってまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進につきましては、住民活動の拠点である住民活動サポートセンター「ばる」を中心に、まちづくりやボランティア活動をはじめ、様々な住民活動の活性化を図るほか、住民活動団体が協働して地域の課題解決に取り組む提案事業補助金や、福祉やまちづくり全般にわたる大学との域学連携等により、地域の身近な課題の解決に、協働で取り組んでまいります。また、町民の日「肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典」においては、町内外からの多くの来場者に対して町民の日を周知するとともに、地元特産品である食肉と町の花であるバラを広く発信してまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進についてですが、言語や文化、習慣が異なる多様な外国籍の方々が同じ地域社会の一員として生活できるよう、引き続き国際交流協会による日本語教室や交流イベントを実施するとともに、外国籍児童生徒の増加に対応するため、小中学校における日本語指導者を増員し、きめ細やかな指導支援を行うなど、「多文化共生社会の実現」に向けた取組を進めてまいります。

次に、行政改革の推進です。限られた人材で最大限の効果を上げるため、オンラインやeラーニングを含む各種研修等を効果的に活用し、職員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスに対して組織的に取り組み、その有している可能性や能力を最大限引き出すための環境を整備してまいります。また、玉村町公共施設等総合管理計画を策定してから10年目を迎えるため、現況に合わせた計画内容の見直しを行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理・長寿命化を図ります。

また、DXの推進では、マイナンバーカードに係る申請書交付機の導入や受付業務の一部委託により待ち時間の短縮と事務の効率化を図るほか、行政執務における生成AIの活用、町立保育所における児童の登園管理や各種連絡調整のICT化、QRコードを活用した公金収納の拡大等、行政におけるデジタル化を推進し、住民の利便性向上と行政サービスの改善に努めます。

最後に、健全な財政運営についてですが、新たな課題やニーズに対応し、安定的かつ継続的な行政サービスを行うためには、経常的に必要となる経費に対する財源確保が不可欠です。特に近年は、物価や人件費、金利の上昇を前提とした社会に移行しつつあり、行政サービスに係るコストの増加は避けられない状況です。また、道路や上下水道、各種公共施設などの公共インフラの長寿命化等の課題に対しても、長期的視点に立った計画的な対応が必要となります。

そのため、歳入面においては、民間所得の増加等による町民税の増加に加え、国の税収増等に伴う各種譲与税や交付金の増加を見込むとともに、増加した投資的経費に対しては、国・県支出金や交付税措置の高い有利な起債、各種交付金等を最大限に活用し、最終的に財政調整基金の繰入れにより、

収支の均衡を図りました。

一方、歳出面においては、物価や人件費等の上昇など、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価等を反映しつつ、事業の費用対効果等を考慮しながら、徹底的なコスト削減や効率的な行政運営の確立に努め、既存の行政サービスの質を落とすことなく、新たな課題やニーズに的確に対応し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

令和8年度の町政運営に当たっては、これらの施策を着実に推進し、第6次玉村町総合計画に掲げる町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく、職員と一丸となって取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、行政を一步ずつ前進させてまいる所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げまして、令和8年度施政方針とさせていただきます。

◇議長（新井賢次君） 以上で、町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員は、質問の要旨を3月4日水曜日の午前9時までに議長へ提出してください。

◇

◇議長（新井賢次君） 休憩します。10時30分に再開します。

午前10時14分休憩

午前10時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇

## ○日程第6 議案第2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第6、議案第2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費制度に準じて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務の負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、町費の適正な支出を確保するための規定を整備するもので、現行の玉村町職員等の旅費に関する条例を全

部改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、まず鉄道関係では 鉄道賃の急行料金及び特別車両料金の支給対象について距離制限を廃止いたします。宿泊関係では、宿泊料について現行の定額支給から、地域の実情を勘案して規則で定める宿泊費基準額を上限とする実費支給に改めるとともに、移動と宿泊費が一体となったパック旅行に充てる旅費として包括宿泊費を新設し、旅行代理店等への直接支払いを可能といたします。また、これまでの日当は廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を新設いたします。

さらには、赴任に伴う転居に要する費用として、転居費、着後滞在費及び家族移転費を新設するとともに、旅行者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、返納に係る規定を定めるほか、当該旅費に相当する額を給与等から差し引くことができる規定を設けます。

以上、主な改正の内容となりますが、本条例の改正に伴う旅費の種類ごとの計算に当たっては、これまで同様、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算するということに変更はございません。玉村町においても、国家公務員等の旅費制度に準じた改正を行い、適正な旅費制度に努めてまいりたいと思います。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第6、議案第2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第7 議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第7、議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) 議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、役場庁舎の増築計画を進めるに当たり、今後設計費用、工事費用と多額の費用がかかることから、今後、玉村町庁舎整備基金を設置し、庁舎増築整備に係る経費の財源を積み立てていきたいと考えており、そのための基金条例を制定するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(新井賢次君) 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(新井賢次君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(新井賢次君) ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第7、議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(新井賢次君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

## ○日程第8 議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について

◇議長(新井賢次君) 日程第8、議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) 議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、令和7年度までに全ての町立学校体育施設において空調設備が設置されたことに伴い、夏場の熱中症予防を目的として、学校体育施設開放における登録団体や一般町民が空調設備を使用した際の空調設備使用料を徴収するために制定するものです。

条例の概要としましては、学校体育施設開放、いわゆる学校開放における空調設備使用料の徴収に関し必要な事項を定めるもので、昨今の気候変動の状況等を考慮し検討した結果、熱中症予防のため

に、夏季、7月から9月までの期間、一部受益者負担により、学校開放における空調設備の使用を認めるものであります。

料金については、アリーナの全面使用は1時間800円、半面使用は1時間400円、武道場あるいは武道館では1時間400円となっています。使用料の算定においては、1時間半の使用では、2時間分と計算いたします。この使用料の具体的な納付方法につきましては、学校開放の「細則」のほうで定めることとなりますが、生涯学習課から発行する納付書により納めていただく予定です。

2025年6月にスポーツ基本法が14年ぶりに改正され、スポーツ事故の防止等に関して、国及び地方公共団体は気候の変動への対応に特に留意しなければならないとの文言が新たに加われました。町としましても、今後は熱中症予防の観点から、学校体育施設における空調設備の使用については積極的に働きかけていきたいと考えています。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第8、議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第9 議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第9、議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会

をめざす条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、人が生まれながらにして持っている普遍的な権利である人権が、不当な差別により脅かされる状況が依然として社会の中に存在し、また人権をめぐる問題が、時代の変化に伴い、多様化、複雑化、深刻化している現状を踏まえ、誰もが平穏な生活を営む権利を有するという考えの下に、町として誰もが互いに個性を尊重し、あらゆる差別をなくして、人権侵害が生じることのない社会の実現を目指す条例を制定するものです。

条例の概要といたしましては、基本となる理念を示すとともに、町の責務や、町民、事業者の役割を明らかにし、また不当な差別をしてはならないという禁止事項等を定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 質疑の回数3回、全てやらさせていただきます。

全員協議会で、こういった趣旨の条例が群馬県内でどこの市町村にありますかとお聞きしましたところ、大泉町と太田市というような回答を受けておりまして、よくよく調べてみますと、外国人住民比率が県内最高レベルであって、その社会的背景も玉村町と異なっております。結論から申し上げますと、玉村町に同様な条例が必要である必然性は乏しいと言えます。なぜかと申し上げますと、玉村町では現在、人権トラブルは発生しておりません。問題が起きていないのに禁止条例をつくるのは過剰立法でございまして、住民に不要な負担や萎縮効果を生むと考えます。なぜこの条例をあえて制定する必要があるのでしょうか。制定の根拠、立法事実が弱いと言っても私は過言ではないと思います。

まず、なぜ太田市や大泉町と比べ、玉村町が今大きな人権問題、例えば川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例などは、市内の公共の場所において差別的な言動を禁止し、50万円以下の罰金を科した条例が有名ですけれども、そういう顕著な事例がないのに、なぜ玉村町にこういった禁止事項を含む人権条例が必要なのか、お答え願いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

まず、この条例の制定の根拠ということでございますけれども、簡潔に言いますと、町がこの条例をつくりたいから、ということであります。

国は国民のため、県は県民のため、町は町民のために法律や条例を定めることとなります。その根拠として、条例は地方公共団体がその地域の事務に関して、議会の議決を経て制定する自主的な法で

あり、日本国憲法第94条に基づき、地方公共団体に認められた自治立法権によって制定されるものであります。その条例は、地方自治法第14条において、法令に反しない限りにおいて、地方公共団体の事務に関して条例を制定できると規定されております。よって、国の法律の範囲内で制定され、住民の権利や義務、地方公共団体の組織などに関する事項を定めるものであります。

そして、条例には、法令により制定が義務づけられているものと、地方公共団体の意思として任意で制定されるものがあります。本条例は、まさに地方公共団体の意思、本町の意思として任意で制定されるものであり、玉村町が町民のために、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例、これを制定したいというのが根拠ということです。

また、玉村町では人権トラブルは発生していない、問題が起きていないのに禁止条例をつくるのは過剰立法ではないかということでもありますけれども、私たちが見えないところ、知らないところで小さなトラブルはたくさんあって、嫌な思いをしている人はたくさんいるのではないかと思います。だからこそ、大きな問題が起きていない今だからこそ、多様性が求められる時代でもありまして、外国籍の方々が増えている今だからこそ、今後もこの平穏な地域を維持継続していけるよう、そしてこれからの共生社会の入り口として、差別のない人権が守られる社会をつくっていかうよという当たり前のこと、差別はいけないのだ、決して許される行為ではないのだという、子供たちも学校で学ぶ当たり前のことを、町の姿勢、町の取組として、言わば町民へのメッセージとして基本理念を定めることで、この玉村町で住民誰もが気持ちよく平穏な生活を営んでいけるよう、差別のない人権が守られる社会づくり、人権尊重のまちづくりをしていかうよということで、このような条例にさせていただいたということでございます。

また、過剰立法ではないかということにつきましては、本条例は理念条例ということで、人権尊重のまちづくりを進める上で、予防と啓発を含んだものとなっております。将来の差別や偏見の顕在化を未然に防ぐのは、自治体として当然な責務と考えております。町として地域の人権を守る義務がありますから、このような予防的施策としての意味合いを含んだ条例制定は、決して過剰ではないと考えております。

いずれにしましても、本条例の制定により、「暮らすなら、ここがいい。」という町が目指す将来像の実現に一步でも二歩でも着実に近づいていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の企画課長からのお答えに、私の思いも補足する形で少し述べさせていただきます。

今群馬県は、移住、定住したいということで人気度一番の県ですね。その中で、やはりそれこそ町

外の人、また県外の人が群馬県に来るわけだけれども、群馬県でどういうところがいいかなといったとき、やはりそれは1つは、今玉村町が準備していますことも基本条例、子供が大事にされている町なのだと、それから障害のある人、今回の場合は手話言語条例ということですが、聾の方もそうでない方も一緒に生きていけるのだという、その地域づくりの条例です。

それから、差別された人というのは非常にデリケートになっていますから、よそ者というだけの差別、そういうものもありますから、そういう意味で一人一人の人権が認められる社会を目指すという、そういった形の条例があるというのは、引っ越してくる人にとって玉村町を移住、定住の地に決めようというとき、こういうような条例があると非常に後押しになると思っています。そういう意味において、町の考えの下に、こういったあらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が認められる社会をめざす条例を上程させていただきました。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 人権関係の条例を制定するに当たっては、憲法第19条の思想、内心の自由、憲法第21条の言論の自由と抵触することなく条例を定めなければいけないということで、通例は努力義務型条例、理念法で行われておりまして、大泉町はまさに、「努めるものとする」ということで、差別の定義とか行政の努力義務、啓発、市民の役割にとどめております。

隣市の太田市は、玉村町はこれを倣ったのでしょうかけれども、してはならないというような禁止条項を含んでおりますけれども、第1条で不当な差別に限定しているのです。ところが、玉村町はあらゆる差別というように第1条で規定して、なおかつ第6条に書いてありますように、制限列举を加えることなく、その他という、ちょっと読みますけれども、第6条、禁止事項、「何人も、人権、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、出自、障がい、経歴、感染症等の疾病」、ここに限定してもいいですけども、そこに新たにその他の事由という、「その他の」を入れているのです。それらを理由とした、不当な差別、インターネットを利用した誹謗中傷等の行為及びヘイトスピーチを含む、をしてはならない。2項めで、「何人もこの条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為をしてはならない」というように、定義を物すごく広くして、捉える対象も広くして、なおかつ不当な差別も全てその他でもって包含するような規定の仕方をするというのは、これは人権関係の条例の制定の仕方からすると、私から考えるとあり得ない話でございます。禁止条項を含むというのは、この条例の中に違反時の処理が不明確になっておりまして、委任で第8条に、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める」ということで、町長のイデオロギーによってこれは不当な差別だということを要するに処できるわけです。

だから、補助機関である職員皆様が窓口でいろんな発言をされますね。では、それがこの条例に基づいて不当な差別であると、はっきり言って職員皆様が、研修を受けたり、裁判例とか憲法とか関係法

規を読み込んで言えますか。徳島市の公安条例だって違憲審査があったし、世田谷区のごみ処理の持ち去り禁止条例は最高裁は区の正当性を認めましたけれども、そこまで職員皆様に責務を課して、議決する側の議員もこれが議決施行されれば責務があるのです。

ですから、人権の条例なのですけれども、反対に考えると、思想・信条の自由とか、内心の自由、それから言論の自由を抑制していることになるので、普通はこれは努力義務型の条例で、「努めるものとする」とかというところにとどめるのが普通であるのに、なぜ禁止条項まで入れて不作為の義務を課しているのですか。つまり、してはならないという不作為の義務を課しているのです。これは、条例には地方自治法の根拠に基づいて、懲役とか禁錮とか罰金を科することができるのですね。そこまで科していませんけれども、通例こんなことを科しているのは、先ほど言った川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例、50万円以下の罰金だけなのです。あとは大体努力義務型で、してはならないといっても、罰金まではのっていない。玉村町もそこまでしていませんね。なぜそこまでいろんな問題点があるのに、こういう条例を規定したがる。法令執務上の規定の仕方について、2番目の質問はお尋ねしますので、お願いいたします。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 第6条の禁止事項につきましては、あらゆる差別的行為を禁じる趣旨でありまして、違法性や公共の秩序に関する一般的な基準に従って解釈されるものだと考えております。よって、憲法上の表現の自由はもちろん尊重されまして、差別的行為により他者の基本的人権が侵害される場合は制約され得るものだと考えております。

地方自治法においては、町は住民福祉の増進のため必要な施策を講ずる責務がありますので、差別を禁止する本条例の規定は、憲法第14条の全て国民は法の下に平等であって差別されないという条項、条文と照らし合わせても、その範囲内であって整合されていると思います。

また、第6条に定めた禁止事項につきましては、憲法第19条の思想及び良心の自由、あるいは憲法第21条のいわゆる表現の自由を不当に制限するものでなく、適正な条例の運用と解釈により、自治権及び憲法への配慮と両立するものと思っております。

また、「しなければならない」という言葉が強過ぎるということなのですけれども、法令等によく出てくる表現として「しなければならない」、「するものとする」、「してはならない」、「することができる」などという表現がありますけれども、「しなければならない」はあるものに対して一定の行為を義務づける場合に使う表現となっております。これを例えば、条例第2条の基本理念の最後のところで「するものとする」にすると、「しなければならない」がある一定の義務づけを意味するのに対して、「するものとする」は通常はそれより若干弱いニュアンスの義務づけを表して、ソフトな義務づけとなりますので、差別をしてはならないということを町として発信するには表現が少し弱くなってしまふのかなと思います。

他の自治体と比較いたしましても、基本理念として定めるからには「しなければならない」、「してはならない」というような表現をする場合が多くなっておりまして、このような表現につきましては条例作成の基本的な手法と考えております。

また、その他の事由を理由とした、というところで、最近ではインターネットによる誹謗中傷とか、そういったことも出てきております。今後いろんな差別に関する行為、差別的な行為というのが地域社会で出てくることになるとしても、この条例の制定によって、そういったことも包括的に読み込めるような形で作成していますので、何らおかしいものではないと考えております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 3回目ですので、これで質問は終わらせていただきます。国の事務については条例では規定してはいけないという、禁止規定を設けてはいけないということで、例えば国籍ということ第6条に使っており、例えば入管法に関する部分とか、いろんなところで国が定める法律があるものですから、その他事由ということで広げていますから、例えば安い労働力を入れるべきではないとか、移民政策に反対であるとか、治安が悪化しているということも、こういった意見まで差別と解釈される余地がありますし、例えば施策を不当に妨げる行為という部分も極めて危険であると考えて、ここも条例上施策を不当に妨げる行為と言い切っていますから、行政の施策に反対する署名活動、行政アンケートで否定的意見を多数書く、パブコメで批判する、これらは施策妨害とみなされる可能性があります、住民自治を害し、壊し、行政批判を封じる効果を持つ条文でありますので、人権関係の条例は抑制的に書かなければいけないと私は考えます。

国法で定める事項は、地方自治法上条例に盛り込むことはできない。さっき言ったような入管法の関係に発展する部分もありますし、憲法の思想・信条の自由とか表現の自由に関係する部分まで、この条例が規定されとかぶってきますので、非常に懸念があるところで、生まれた子供から高齢者まで、施行されれば全てこの条例の網がかぶるわけですから、してはならないということが書いてあるものに網をかぶせられると、非常に窮屈なような関係で、これまでなくても自由に生きられて、表現も自由もあり、誰からも指摘されることなく生きてきたのに、なぜこういうふうな条例をかぶせなければいけないのか。

この条例が議会だよりとか町の広報やホームページで発信されても、住民の方がどこまでこの条例を読み込んで、関心を持って、こういう条例があったのかということさえも、何人の人が果たしてこれを読み込むか、私は何人……

◇議長（新井賢次君） 羽鳥議員、総括質疑ということで簡潔にお願いします。

◇7番（羽鳥光博君） では、そういうことの懸念がたくさんありますので、最後は町長にお聞きします。そういう多くの懸念を申し上げましたけれども、どうしてこれを推し進めなければいけないのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） では、先にお答えさせていただきます。

第6条の規定は差別的行為を禁止するものでございまして、一般的な政治的意見の表明ですとか、政治、政策批判そのものを禁止する趣旨では決してございません。差別的内容が伴った特定個人や集団の人権を侵害する行為そのものが問題となるものと思います。

憲法第21条の表現の自由はもちろん尊重されるものでございますし、他者の人権を侵害する発言、例えば特定民族ですとか国籍など、そういったことを根拠に人権を否定する発言などは、既存の法令等に照らし合わせまして制約され得るものだと考えております。本条例は、その補完を意図するものでありまして、政治的表現一般を抑圧するものではございません。政治的発言を萎縮させるというような指摘であろうかと思えますけれども、それは少し過剰な考えではないのかなと私自身は思います。適切な運用で、その辺は回避可能だと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 補足させていただきます。

議員の懸念事項は当たりません。やはり移民に対して反対だというのは全然問題ないと思います。ただ、特定の国籍を指して、その国の人だと、そのことを理由によるものは駄目だという、これはもう差別三法という中でのヘイトスピーチ解消法の中でも言われているのです。国へ帰れとか、それは駄目だと。

それで、私はここで3つだけちょっと言わせてもらおうと、具体的に言ってしまうと、ある出版社は、差別部落の地域を回って、ビデオに撮って、ユーチューブに投稿しているのです。それで、これは被害者が勘弁してくれということで、一審でももちろん違法だということになりました。二審で高等裁判所が出た判決の理由が、平穏な生活を営む権利、これを害しては駄目なのだということで、その出版社は負けて、最高裁で確定した。にもかかわらず、まだそういう行為をやっている人が現時点でいる。

それから、何年前、女子プロレスラーの方が、テレビの番組で、それをもっと面白くやろうよということでプロデューサーに演技をつけられて、そのことが今度はSNSで物すごく批判されて、自殺に追い込まれた。あと、兵庫県知事選挙の過程で、やはり自宅までがんがん来て自殺に追い込まれたというのがありますね。ああいったものが私の中にあって、そういうものを認めてはいけないだろうという中での、それで今最初に言いました、これから玉村町は地方分権の中で移住、定住の、非常に居心地のいい、暮らしやすい町にしたいのだという中で、こういった一人一人の人権が認められる町にするという条例は、本当に外から来る人にとって心安らぐ安息地になるのかと思います。そういう意味において、今議員のした質問は当たらないということを私のほうでお答えしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第9、議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第10 議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第10、議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等につきましては、これまで3市23町村が加入して、群馬県市町村総合事務組合に負担金を支払って共同処理で実施してきましたが、被災者支援の迅速化、窓口の一本化、財源確保の難しさなどを理由に、令和7年度末で共同処理を取りやめることとなりました。これに伴い、各市町村において当条例を整備する必要が生じたため、制定するものになります。

主な内容としましては、特定の大きな自然災害が起こった際に、亡くなった方の遺族に支給される災害弔慰金、重度の障害を受けた方へ支給される災害障害見舞金、被害を受けた世帯主に対して貸付けを行う災害援護資金となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第10、議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



### ○日程第11 議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第11、議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

令和8年4月から全国全ての市町村で乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が本格実施されます。乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として創設され、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子供が、一月当たり一定時間の利用可能枠内で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度です。

本条例は、乳児等通園支援事業が給付制度として位置づけられた中で、給付対象となる施設を特定乳児等通園支援事業者として、その給付対象施設であることを町が確認する際の基準を定めたものです。その基準については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条の第2項において、「特定乳児等通園支援事業者は、市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、特定乳児等通園支援事業を提供しなければならない」とされており、また市町村が条例を定める際は、内閣府令で定める基準に従う、または参酌することとされていることから、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、条例を制定するものです。

施行日は、令和8年4月1日となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

8番堀越真由子議員。

[8番 堀越真由子君発言]

◇8番(堀越真由子君) 今回の玉村町特定乳児等通園支援事業についてなのですが、令和8年4月1日から条例で定める、となっているのですが、業務としても4月1日からこれを提供しなければならないということで始めるということなのか、また保育士の人員確保がいつも問題に上がっているのですが、制度は整っているのか。

あと、32ページの第5条で、これを保護者から求められれば拒んではならないとなっていますが、正当な理由というところで人員不足というものが含まれるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

◇議長(新井賢次君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 今井理恵子君発言]

◇子ども育成課長(今井理恵子君) お答えいたします。

4月1日から施行ということで、全国一律にスタートすることになっております。保育士を確保できているのかどうかということなのですが、4月1日からは第一保育所でスタートすることになっておりまして、そちらも保育士を確保しております。

今回のこの議案第7号の条例の制定についてなのですが、こちらはまた第一保育所以外にも新たにほかの保育所がぜひやりたいということで、そういった給付対象となる施設を特定乳児等通園支援事業者としまして、その対象施設であることを町が確認する際の基準を定めるというものです。

以上です。

◇議長(新井賢次君) 8番堀越真由子議員。

[8番 堀越真由子君発言]

◇8番(堀越真由子君) 最後の第5条で、保護者からの要請があったときにこれを拒んではならないというものについてはいかがでしょうか。

◇議長(新井賢次君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 今井理恵子君発言]

◇子ども育成課長(今井理恵子君) お答えいたします。

現在4月1日からは第一保育所でスタートすることになっているのですが、いろいろ要件等もございます。ただ、人数も一遍に集中してしまった場合は、ほかの日程ですとか、お時間のほうを変更していただくようにいたしますが、できるだけ保護者の方、預けたいという方の希望に沿えるように努力してまいります。

◇議長(新井賢次君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第11、議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第12 議案第8号 玉村町手話言語条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第12、議案第8号 玉村町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第8号 玉村町手話言語条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、長い間手話は言語として認められなかったことから、聾者は必要な情報を得ることも、十分に意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。近年では、徐々に手話に対する認識が変わってきていますが、手話と聾者に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況にあるため、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、条例を制定するものです。

条例の概要といたしましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務及び町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、聾者と聾者以外の者が共生し、またひとしく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的としております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第12、議案第8号 玉村町手話言語条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

### ○日程第13 議案第9号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第13、議案第9号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第9号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、選挙における立候補者の選挙運動用の費用の一部を公費で負担する選挙公営制度について、その基準を定める公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、本条例中のビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を、それぞれ政令で定める額に合わせるよう改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ○日程第14 議案第10号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第14、議案第10号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第10号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、玉村町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ、関係条例4本の一部改正を併せて改正するものです。令和7年度の人事院勧告に伴い、駐車場等に係る通勤手当の支給等について規定するほか、令和8年度における職員のボーナスの支給割合を変更するものです。また、町長、副町長、教育長、議員及び会計年度任用職員のボーナスの支給割合についても併せて改正するものです。

改正の内容についてですが、まず第1条関係につきましては、職員の通勤手当の距離区分を規則で定めるように改正するほか、通勤に当たって駐車場を利用する場合に、1か月5,000円を上限として、駐車場等に係る通勤手当を支給するように改正するものです。また、令和7年12月ボーナスにおいて引き上げた0.05月分を、令和8年度の6月及び12月ボーナスに均等に配分する改正となります。

続いて、第2条から第4条関係におきましては、町長、副町長、教育長、議員及び会計年度任用職員の令和7年12月ボーナスにおいて引き上げた0.05月分を、令和8年度の6月及び12月ボーナスに均等に配分する改正となります。

いずれも令和7年度の人事院勧告に伴う改正となりますが、玉村町におきましても人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与制度の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 15 議案第 11 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第 15、議案第 11 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 11 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、国が推進するマイナンバーを活用したデジタル化事業を実施するために必要な条例改正をするものです。

改正内容としましては、福祉医療費受給資格者証に代えて、マイナンバーカードを用いて受給資格情報を医療機関に提供できるようにするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第16 議案第12号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第16、議案第12号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第12号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、令和8年4月から全ての市町村で開始される乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度に関し、その設備や運営に関して定めた内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、同基準に基づき制定している玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、内閣府令と同様の改正を行うものです。

具体的には、内閣府令に基づき文言の整理を行うほか、利用定員の定め方について所要の改正を行います。

施行日は、令和8年4月1日となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 17 議案第 13 号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第 17、議案第 13 号 玉村町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 13 号 玉村町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度税制改正により、給与所得者の給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことによる令和 8 年度介護保険料への影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに併せて条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、介護保険の第 1 号被保険者保険料の標準段階を判定する際に、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の見直しの影響により、第 1 号被保険者保険料の標準段階が変わり得る第 1 号被保険者については、令和 7 年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課税されていない者の基準の特例を設けるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 18 議案第 14 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第 18、議案第 14 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 14 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、国の卸売市場法改正に伴い、今後食肉卸売市場を継続していくため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、取扱品目に指定飲食料品が含まれる場合は、指標及び措置内容をインターネット等にて公表するというものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第19 議案第15号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第19、議案第15号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第15号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年12月26日に市街化区域に編入された文化センター東地区において地区計画を定めたことに伴い、その実行性を担保するため、地区計画の内容を条例に定め、健全な商業地の形成を図るため、玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものです。

改正の概要を申し上げますと、条例の適用対象区域に「文化センター東地区」地区整備計画区域を加えるものです。なお、「文化センター東地区」地区整備計画区域における制限内容ですが、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の制限を設けるものです。

施行期日は、令和8年4月1日となります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第20 議案第16号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（新井賢次君） 日程第20、議案第16号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第16号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、条例第3条で規定する定員数を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、令和8年4月1日付で発する玉村分団、芝根分団、中央分団が玉村町消防団再編実施計画で定める定員20名の体制となることから、現行の規定を改正し、第3条中の定員数を130人とし、基本団員の定数を105人とするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 今回消防団の再編完了ということで、160人から130人へ減るという

ことです。

定員数を減らした後に、最低限必要とされる出動人数というのが確保されるのかどうか。あと、分団の統合によって行動範囲が広がる地域もあると思うのですけれども、初動の到着時間に影響がないのかというところが1点。

次に、削減の前にどのような話し合いがされたのかをお聞きしたいのですけれども、準中型免許の問題について全国的に問題となっておりまして、平成29年の道路交通法改正で、普通免許では3.5トン未満の消防車しか運転できないことになったと思います。2017年以降に普通免許を取得した若い団員は、運転できない車が出てくるのではないかとということで、人数が減ることでそういった問題がないのかということもちょっとお聞きできたらと思います。

参考事例になるのですけれども、機能別団員の導入による消防力維持についてなのでも、磐田市では消防団条例を改正して、基本団員とは別に機能別消防団員を明確に位置づけています。玉村町でも、機能別団員の位置づけがされているのですけれども、磐田市では避難誘導、交通整理、物資搬送、炊き出しなど、火のところに入らない後方支援を行う団体を制度として捉えて、初年度だけで136人の確保につながって、基本団員の負担軽減に大きく寄与しているというものがありました。玉村町でも、地域防災力の強化ということで人数が減ってしまい、定数変更後の体制について、町民に対してどのように周知をして理解につなげていく考えであるか、お聞きします。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

まず、人数を減らしても災害対応力が落ちないかということと、どのような話し合いがあったかということですが、まず玉村町の消防団再編実施計画をつくるに当たりまして、消防団を今後も続く社会情勢の変化の中であっても、地域防災力の低下を招くことなく、多発する自然災害にも柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減が図られるよう、消防団の新たな組織体制を構築するためにこちらの再編実施計画をつくりました。その中で検討を重ねた結果、装備の充実、効率的な運営を図り、防災力を低下することなく、玉村町の実情に即した団員確保と適正規模の団員数としてこの人数になりました。

実際に今回再編します1、2、5、6、7、8の6個分団、現状定員は15名で合計90人のところ77名の団員しかいない状態であります。今後、高齢化や職業の関係で、どんどん団員数も減っていくということで、定員確保のためにこの人数になっております。

また、行動範囲なのでも、実際に各分団の守備範囲は広がりますけれども、玉村町自体がそれほど大きくないので、どこへ行くにも5分から10分くらいで着ける状態ですので、そこは問題ないと思います。

また、機能別分団については、役場消防団というのがあります。そこが定員15名です。昼間の火事につきまして、現在、各消防団では少ない人数で対応しますが、役場分団は必ず出動できますので、

対応できる状態となっております。

また、機能別分団員の中で今後、災害時活動分団というのもつくる計画になっております。こちら50名の定員となっております。こちらについては、来年度はまだできませんが、再編計画の中でつくっていく計画となっております。

そして、あと消防団員の免許証の関係なのですけれども、新年度の予算要求の中で、今回分団が統合されることによって大きいポンプ車に乗れない団員のための免許取得の支援ということで、補助金を用意してあります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

[8番 堀越真由子君発言]

◇8番（堀越真由子君） この条例について、町民への周知の方法はどのようになっているのかというところと、あと施政方針で消防体制は伊勢崎市へも委託して強化していくといったことがあるのですけれども、玉村町の消防団員の減少に伴い、そういった地域の連携を強めていくといった理解でいいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長（齋藤 博君） こちらの周知につきましては、特に一般の方への周知はホームページ上くらいしかしていません。

伊勢崎市が何でしょう。すみません。ちょっと聞き取れませんでした。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

[8番 堀越真由子君発言]

◇8番（堀越真由子君） 先ほどの施政方針の中で、伊勢崎市に消防体制を委託して行って、防災力を強化していくみたいなことがあったので、委託をすることで消防団員が少なくなったことを補っていく、その考えで合っているのかどうかというところをお聞きできたらと思いました。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

伊勢崎市に消防の委託をしているということにつきましては、そもそも消防署、常備消防のほうの委託でありまして、そちらは伊勢崎市が合併するに当たりまして、玉村町も入っていた広域市町村圏振興整備組合で消防をやっていたのが、伊勢崎市消防になったところでありまして、それから玉村町は伊勢崎市に消防を委託しているという形です。

消防団につきましては、そのときから役場での事務となりまして、こちらで担当して、消防団の関係の事務を全部やっているところでありまして、人数につきましては、委託とは関係ありません。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 2 1 議案第 1 7 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 0 号）

○日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

◇議長（新井賢次君） 日程第 2 1、議案第 1 7 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 0 号）から日程第 2 5、議案第 2 1 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 1、議案第 1 7 号から日程第 2 5、議案第 2 1 号までの 5 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から3億4,647万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億1,219万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び変更並びに地方債の変更を行うものです。

歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては、事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額が多くなっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。まず、町税につきましては、前年度の民間所得の増加等により、個人町民税の現年課税分が増額となるほか、増収が見込まれる滞納繰越分を増額するものでございます。

また、地方交付税は、その財源となる国の税収増加に伴い、普通交付税の再算定が行われ、交付額が増加したため、その一部を補正予算の財源として計上しております。

国・県支出金につきましては、各種事業の確定見込み等による増額が主でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の一部につきましては、国の制度改正に伴う戸籍附票システム改修の補助金を追加するほか、学校施設環境改善交付金につきましては、芝根小学校トイレ改修について、国の補正予算により補助採択されることとなったため、補助額に合わせて補正しております。

財産収入では、各種基金利子の調整のほか、空き缶、鉄類などのリサイクル物品売却収入の増加を見込みました。

寄附金では、実績見込みに基づき、個人版ふるさと寄附金を減額、企業版ふるさと寄附金を増額するほか、皆様からいただいた寄附について、それぞれの目的に沿った事業への充当や基金への積立てを行うものでございます。

繰入金は、事業費の確定等に伴う特別会計の繰入金や各種基金の調整を行っておりますが、当初9億円を見込んでいた財政調整基金の繰入れにつきましては、町税収入の増加や再算定による地方交付税の増額、入札等による歳出予算の減額状況等を踏まえ、4億円を減額し、繰入金全体では4億754万1,000円の減額となりました。

町債は、事業費の確定見込み等による増額または減額のほか、芝根小学校トイレ改修事業に係る地方債について、国の補助採択に併せて、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から学校教育施設等整備事業債に組み替えるものでございます。

次に、歳出につきましては、事業の確定見込み等による減額が主となっておりますので、増額する予算を中心に説明いたします。まず、総務費では、交通安全施設整備事業において、下新田地内における区画線等設置工事に係る経費を追加いたしました。

また、基金費では、普通交付税の再算定による追加交付のうち、臨時財政対策債の後年度償還に充

てるための費用を減債基金に積み立てるほか、森林環境譲与税基金及び都市計画事業基金につきまして、当該事業充当後の精算分を積み立てるものでございます。

さらにご寄附いただいた寄附金を目的に応じた基金へ積み立てるとともに、決算見込みによる基金利子の調整を行っております。

さらに戸籍情報総合システムでは、国の制度改正に伴い、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏、振り仮名表記等に伴うシステム改修委託料を計上するほか、火葬室使用料補助金交付事業では補助金の不足見込額を追加しております。

民生費では、老人福祉センターの名称変更に伴う看板等の改修・撤去費用を計上するほか、障害者自立支援費においては、各事業の利用者見込みによる増額または減額となっております。

また、国・県の補助金を活用した事業継続支援事業として、町内で一時預かりや延長保育、放課後児童クラブを実施している施設に対し、備品等の購入に係る経費または補助金を計上しております。

衛生費では、粗大ごみの持込み量増加に伴う処理委託料の増額のほか、クリーンセンターにおける老朽化した施設の修繕費や実績による焼却場運転管理委託料の増額等となっております。

その他労働費では、勤労者センターにおける樹木伐採費用の追加、農林水産業費では小型獣の増加に伴う有害鳥獣駆除委託料の増額、土木費では北部公園の噴水施設ろ過ポンプ修繕費の追加、消防費では玉村消防署訓練棟の劣化調査費用の追加を行っております。

さらに教育費では、各小中学校において不具合が生じている施設等の修繕費や危険性のある樹木の剪定費用に加え、学校給食センターにおける設備の修繕費等を計上いたしました。

以上が、歳出における主な増額内容でございます。

なお、繰越明許費の追加及び変更につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、必要な事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴う増額または減額のほか、芝根小学校トイレ改修事業の補助採択に伴う地方債の組替えとなっております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容です。

次に、議案第18号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,800万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,012万7,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入につきましては保険給付費等の減額に伴う県支出金の減額、財政調整基金利子、一般会計繰入金、前年度繰越金及び前年度保険給付費概算支払い確定による精算金の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費の減額、前年度保険給付費概算支払い確定による県償還金の増額及び令和6年度事務費一般会計繰入金確定による返還金の増額を行うものです。

次に、議案第19号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,512万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,089万5,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入につきましては後期高齢者医療被保険者数の増加に伴い、後期高齢者医療保険料を増額し、令和6年度の事務費精算分として繰越金を増額するものでございます。

また、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、人間ドック助成金、後期高齢者医療広域連合受託事業収入をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、保険料納付金及び令和6年度の繰越金として、一般会計への返還金を増額し、後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定拠出金、保健事業費の人間ドック助成金、後期高齢者健康診査委託料、電算委託料、報償料、郵便料、収納手数料をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第20号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,591万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億6,530万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では総務費及び地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、今年度の収支見込みの状況を勘案し、介護保険基金繰入金を1億円減額し、第1号被保険者保険料を1億円増額するものでございます。

次に、歳出では、総務費を150万円減額し、地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費を1,360万7,000円、包括的支援・任意事業費を58万円それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第21号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入の予定額を90万8,000円増額し、総額を8億6,021万5,000円と定めるとともに、収益的支出の予定額を695万2,000円増額し、総額を8億3,481万5,000円と定めるものでございます。

内容ですが、営業収益に関し、群馬県が上福島地内で実施中の築堤工事に伴う下水道管渠切り回し工事に対する工作物移転補償費として、受託事業収益を695万2,000円増額するものでございます。

また、営業外収益に関し、他会計負担金を2,104万4,000円減額する一方、他会計補助金を1,500万円増額するものでございます。

次に、支出についてですが、営業費用として、営業収益の際にご説明しました群馬県の築堤工事に

伴う下水道管渠切り回し工事に関する受託工事費として、予定額を695万2,000円増額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で、5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第21、議案第17号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第10号）、これより本案に対する質疑を求めます。

7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 2問ほど質疑させていただきます。

1つは、108ページの歳入の町民税、個人、現年課税分と滞納繰越分でございます。町長の説明をお聞きしまして、現年課税分は前年度の給与所得者の伸びが非常に高いということで5,000万円のプラス補正、滞納繰越分については310万円の見込みが立つということでしたけれども、滞納繰越分を徴収してくることは大変なことございまして、310万円ですか、この滞納繰越分の徴収見込みが立つということで補正とのことですが、どのようにして滞納繰越分を徴収していくのか、教えてください。

◇議長（新井賢次君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

滞納繰越分の徴収方法ということですが、徴収方法について特別なことをやっているわけではありませんので、まずは催告書を送って催告を促し、それでもどうしても納税の相談とか、交渉できない方については財産調査等をして、差押え処分だとか、滞納処分ができる財産があれば差押え処分をして換価して、滞納繰越し、税収に充てるというような流れで滞納繰越分の徴収を行っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） では、2つ目の質疑をさせていただきます。

132ページでございます。132ページの繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金。財政調整基金繰入金を4億円ほど減額する補正予算でございますけれども、私は減額幅について、繰入金全体では4億754万1,000円ということで、少し大きいのではないかと思います。なぜかと申しますと、繰越明許費の追加と変更で大きな額を追加して補正に充てておりまして、事業が未執行であったということなのですが、歳入の伸び率が交付税と町税とでよろしいということで、繰り入れる必要はないということですが、あくまで事業と、それから地方交付税や町税については見込

みでありますので、やはり4億円近い財政調整基金をこれだけ一気に落とすということは、ここに来て会計経理整理上支障を来すおそれがなきにしもあらずと考えます。決算でもって減額幅を見て、少し余裕を持たせて幅を小さくしたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、会計経理整理上決算で行うほうがよろしいと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

今回財政調整基金4億円減ということですが、ある程度事業の確定や、工事等におきましては入札の差金、あとはある程度見込みも含めまして、各種経費につきまして節減等、各職員それぞれしていただきましたので、そちらの減額もあるということで、最終的に決算で足りなくなるような、最終的な支出において足りなくなるような予算ではなく、それでもある程度先を年度末まで見越した中での額が出てきたということです。今回、財政調整基金の繰入れ9億円を当初見込んでおりましたけれども、4億円を減額させていただくというものでございまして、これが年度末に対して足りなくなるということはないような状況にはしておりますので、ご安心いただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 179ページの妊婦健診事業についてなのですが、説明では想定より対象人数が少なかったと伺いました。全国的にも出生数が下がっているところで、町でも減少しているということですが、当初予算で見込んでいた妊婦の人数と実際の実績というのは何人くらいだったのかというのが分かればお示しく下さい。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 申し訳ございません。数字を用意してまいりませんでしたので、また後ほどお調べしましてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） もう一点、198ページ、いのちの大切さ推進事業についてお伺いします。

小学校4年生を対象に実施されている命の授業ということだったかと思うのですが、今年度1校がインフルエンザの影響で中止となったと説明がありました。町内5校で毎年助産師による授業が行われていると認識しています。命の授業は、子供たちが自分の生まれたときのことを知り、家族が誕生を楽しみに待っていてくれたこと、小さな命がおなかの中で育ち頑張って生まれてきたこと、母子共に命をかけて生まれてきたというところで自己肯定感を育んだり、大変貴重な機会であると考えています。中止となった学年について、この学年だけ受けられなかったということがちょっとどう

なのかなと思ひまして、来年度に代替実施を行うということは可能であるか、例えば次年度の4年生と合同で実施するなど、教育機会を確保する方策について検討できないか、お伺いいたします。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

今年度につきましては、インフルエンザ等のはやりがありまして、できなかったということになっております。堀越議員のおっしゃるとおり、できない学年が1つあるということが非常に残念なことでもあります。また、今回できなかった学校が上陽小学校でもありますし、実際ほかの学校と比べると、2学年でやってもほかの学校の1学年と変わらない人数でもあるということから、学校には一緒にできるのであれば一緒にやってもらうということについてのお願いはできるかとは思ひます。必ずやりますとは言えませんが、各学校については私のほうからも依頼をしていきたいと思ひます。

◇議長（新井賢次君） 堀越議員、来年度の件は今回の議題と関係ないので、よろしくお祈りします。

ほかに質疑ございますか。

12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 192ページ、北部公園管理事業ということで、102万円アップになっています。話を聞くと噴水ポンプの修理ということなのですが、これはポンプの何が壊れたということなのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

噴水設備につきましては、水道水を使っているわけではなくて、北部公園に井戸の施設がございまして、そちらから井戸水をくみ上げまして、噴水のほうに送っております。また、その噴水は1回使ったすぐに流してしまうのではなくて、その水を再利用ということで、噴水のろ過ポンプを使いまして、ろ過施設のほうに水を持っていきまして、そこでろ過をして、また再度塩素を入れまして、そのように循環させて使っているような形になります。

今回故障しましたのは、その噴水から出た水が下に落ちまして、その落ちた水をろ過施設のほうに送るポンプ、ろ過ポンプというものが壊れました。それにつきましては、また来年度ゴールデンウィークあたりになりますと大分暑くなりまして、噴水が大分人気なものですから、それに間に合うように今回補正をさせていただきまして、工事を早期に着手する。ただ、ポンプの納品が2か月ほどかかりますので、発注はするのですけれども、繰越しのほうをさせていただいているような状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） ポンプを新しくもう買い換えるということになるのですか。それはもう寿命ということで考えていますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

修繕というよりは交換になります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 129ページのふるさと納税なのですが、個人版は減っているのですけれども、企業版ふるさと納税が大分増えているのですが、これはどんな活動をして増えているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

個人版については減少ということなのですが、企業版につきましては企業に対しての企業版ふるさと納税のお知らせをしたりして活動させていただいております。そういった中で、企業から1,000万円の寄附が頂けたということなので、計上したということでございます。これについては、町長をはじめ、私も企画課の担当においてもいろんな企業を回りながら、企業版ふるさと納税をしていただけないかということでシティセールスを行っているところでございます。その結果で1,000万円の増額が見込めたということで、今回計上しております。

また、個人版につきましては、大きく2,000万円という減少なのですが、楽天、特にサイトのほうで楽天がポイント制度を廃止したということもありまして、その部分が大きく影響しての減少となっていると分析しているところです。それ以外にも国の基準の厳格化によりまして、いろいろと大きく宣伝広告が打てないというようなところもありまして、また物価高騰の影響によって寄附者も賢く、分量が多いとか、そういったものへの寄附先も選んでいるというところがございます、減少しているということでございます。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 206ページの南中学校の電気料について質問させてください。

エアコン代がかかっているということなのですが、エアコンが入ったのは玉村中学校と南中学校、両方ともエアコンは入っているかと思うのですが、その中で南中学校だけが48万円、電気料が増えているという、その原因を教えてください。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

玉村中学校につきましては、昨年度既に電力量を非常に使ってしまったので、電気の基本料金が上がっており、それに伴った当初予算が計上されているということが現状です。実際には、玉村中学校のほうがもともとからの予算額が多かったということもあります。南中学校については昨年度に比べると、エアコンを一斉に使ってしまうとエアコンだけで電気料の基本料金が莫大に上がってしまうと、そういった形での増加ということで見込まれています。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

あと、124ページの教育費県補助金の中で、教育支援体制整備事業費補助金というのが810万円減額されています。こちらについては、町からの申請を群馬県を通して申請しなければいけなかったということでご説明いただいたのですが、要は町としてはそういう補助金があるということを知りつつも、県をまたいでの補助金であったため申請ができなかった、得られなかったということなのですが、その原因について教えてください。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

こちらにつきましては、今年度も同じ事業が行われているのですが、国からの要綱が送られてくるのが3月ということで、送られてきた段階で、県のほうにも玉村町は手を挙げようと思っているという形では伝えておりました。年度の最後のところだったので、実際に担当係についてはこの県の補助金があるということについて県からも通知がありましたので、それについてオンラインの説明会も受けておりました。オンラインの説明会を受けていたということで、県からのそういった通知もあって、県は手を挙げるものだろうということで動いていて、さらに私のほうから中部教育事務所を通して、玉村町はこういったことに手を挙げるつもりでありますよということは伝えておったのですが、いよいよこの時期になったときに県のほうが手を挙げていないということが分かったのが本当にぎりぎりになったところでした。それなので、町としましても、もうこの事業につきましては目玉でもありますし、子供のための事業でもあるということで、どうしても行いたいということで、財政のほうにもお願いをして、補助金なしで行う方法ということで検討させていただいた

ということが今回のものになっております。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 準備をととてもたくさんやったと思うのですけれども、ぜひ国からいただけるものはいただいて、町の事業を続けていっていただけたらなと思います。

もう一つ、111ページの衛生手数料についてなのですけれども、一般廃棄物処理手数料について180万円の計上をされています。こちらは、説明の中で100トン、廃棄物の量が増えたということでお伺いしたのですけれども、100トン増えた原因を教えてください。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 井上議員の質問にお答えいたします。

こちら、令和7年度の当初見込みのほうは2,400トンで見ていたところ、2,500トンの事業系の一般廃棄物の持込みがあったというところで、見込みが甘かったというところではあります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第18号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第19号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第20号 令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第21号 令和7年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇議長（新井賢次君） 休憩します。2時30分に再開します。

午後0時17分休憩

---

午後2時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

---

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長より発言を求められていますので、これを許可します。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 午前中の議案第17号、一般会計補正予算の第10号で、堀越議員さんからのご質問にお答えいたします。

179ページの妊婦健診事業を御覧ください。当初予算では、240人の妊婦の人数で14回分、10万320円を見込んでおりました。妊娠届を出される人数を見込むことがなかなか難しいことと、14回全てを受診することなく出産を迎える方が多いことから、その年度ごとの請求実績を基に減額補正をしているというものです。14回の健診にかかる費用がその回ごとに異なることから、計算によって細かく推計することがなかなか難しく、12月の実施分までの請求額と12月までの妊娠届の件数を基に本年度の必要額を見込みました。

ちなみに、今年2月までの妊娠届は174件でございました。令和6年度の妊娠届が215人であったのですが、やはり今年度はその数よりも若干少なくなると見込んでおります。

以上です。



○日程第26 議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算

○日程第27 議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第28 議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第29 議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第30 議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第31 議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算

○日程第32 議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（新井賢次君） 日程第26、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算から日程第32、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第22号から日程第32、議案第28号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和8年度玉村町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

先ほど施政方針の中で述べさせていただきましたが、令和8年度の予算編成につきましては、賃金上昇等による一定の税収増は見込まれるものの、それを上回る社会保障関係費や人件費、物価の上昇等に加え、各種公共施設の長寿命化工事が集中するなど、財源の確保が大変厳しい状況下でありましたが、社会経済状況の変化を確実に捉え、新たな行政需要にも対応する予算として編成いたしました。その結果、一般会計予算は過去最大の146億5,000万円となり、対前年度比10.2%増の予算となっております。

災害への備えや子育て支援、学校教育の充実、生活交通の確保及び地域経済の活性化等に加え、老朽化した道路や公共施設等のインフラ整備に重点を置いた「暮らしとインフラを守り、未来に希望をつなぐ予算」として、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現してまいります。

まず、歳出の主な事業でございますが、防災・減災への取組として、県が実施する利根川河川改修事業の高橋川樋門改修工事の負担金として7,268万3,000円、ガニ川利根川放流部の樋門管理費に55万6,000円を計上し、内水氾濫の防止に努めてまいります。また、災害発生時に迅速かつ確実な情報伝達を図るため、令和7年度に導入した防災行政無線や災害情報一斉伝達・収集システム等を適切に運用するほか、自主防災組織育成支援事業に65万円、防災備蓄倉庫管理事業に291万5,000円を計上し、地域の防災意識向上と防災資機材の計画的な備蓄を進めます。

常備消防委託事業では、消防車両等の整備を含む委託料として5億69万7,000円を計上するほか、非常備消防では消防団員の活動経費等に1,498万7,000円を計上いたしました。令和7年度からの繰越し事業である中央分団詰所建設事業と併せ、さらなる地域防災力の向上と団運営の効率化を図ってまいります。

次に、こども施策についてですが、国の給食費無償化対象外となっている町立中学校の給食費無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るほか、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化等を実施し、歳入免除及び歳出の総額で9,515万6,000円の町単独事業による子育て支援を実施いたします。

また、民間保育所等整備補助事業に2億1,262万5,000円を計上し、新たな民間保育所を誘致することで、認可保育所の待機児童解消と保育施設の再編整備を進めるほか、4月に開始予定の乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度に799万4,000円、新たに導入する子育て世帯訪問支援事業に42万5,000円を計上し、子育て家庭へのきめ細やかな支援を実施してまいります。

町立保育施設においては、ICT化による保護者の負担軽減と円滑なコミュニケーションを図るため、保育支援システムに1,707万3,000円を計上するとともに、民間保育所のICT化支援に52万5,000円を計上しております。

学校教育では、校内教育支援センター設置事業に657万7,000円を計上し、中学校支援員を

増員して、これまで以上に寄り添った支援を行うほか、南小学校トイレ改修工事に8,662万4,000円を計上し、学校施設の質的向上と計画的な長寿命化を図ってまいります。

さらに学校給食センター施設の長寿命化工事に2億126万7,000円、調理場等の空調設備整備の実施設計に187万円を計上し、施設の長寿命化と安心、安全な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、地域福祉の充実として、地域における総合相談窓口である地域包括支援センターに3,600万円、地域活動の拠点となる住民活動サポートセンターばるに799万4,000円、ふれあいの居場所づくり事業に122万5,000円を計上し、地域福祉活動の活性化を図ってまいります。

また、障害者自立支援費の目として9億100万円、児童発達支援事業に6,600万円、放課後等デイサービス事業に1億4,400万円、人権教育啓発事業に50万円を計上し、誰もが生きやすく、尊重し合える社会づくりを推進してまいります。

さらに介護を担う人材を確保するため、介護に関する入門的研修及び介護職員初任者研修等の支援に61万4,000円を計上するほか、在宅で寝たきり等の高齢者に対する訪問理美容サービスに21万円を計上し、介護福祉の向上に努めてまいります。

生涯学習の推進では、図書館空調設備更新事業に3,322万円、総合運動公園管理棟改修事業に9,375万3,000円、海洋センター長寿命化改修事業に5億4,688万2,000円を計上し、必要な公共サービス継続に向けた長寿命化工事を実施してまいります。

次に、公共交通の充実につきましては、交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド乗合タクシー「たまGO」に2,711万5,000円、交通弱者対策事業に1,805万3,000円、通学支援事業に247万8,000円を計上しております。デマンド乗合タクシーは、運行時間を拡大して利用者の利便性の向上を図るほか、交通弱者対策事業は免許返納者のタクシー利用補助券配布枚数を増やし、新たに妊産婦を対象に加えました。通学支援事業では、新たに町外通学の小学生や大学生も対象としてまいります。

また、一般廃棄物処理広域化協議会に90万5,000円を計上し、ごみ処理広域化の検討を進めるほか、住宅における太陽光発電システム及び蓄電池設置への助成金として計380万円を計上し、カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、道路インフラ整備では、道路補修事業に5,072万1,000円、道路舗装修繕計画推進事業に1億2,177万円、道路改良事業に4,738万円、町道103号線道路改良事業に1億735万3,000円等を計上しております。幹線道路及び生活道路の補修、改良予算は、前年度から約1億3,000万円増額し、これにより安心、安全な道路ネットワークの確保を図ってまいります。

次に、玉村町の魅力を最大限活用し、地域の活性化を図るため、移住定住促進、玉村町魅力発信機

構との連携による町内外情報発信及び重田家住宅活用等に関する地域おこし協力隊3名分の経費として計1,729万2,000円を計上するほか、玉村町魅力発信機構に1,138万3,000円、たまむらの風景フォトコンテストに25万2,000円、移住支援事業に516万円を計上しております。

国登録有形文化財重田家住宅では、重田家住宅活用事業に54万5,000円を計上し、地域おこし協力隊や民間企業と連携して各種イベント等を開催するほか、重田家住宅別館管理事業に30万円を計上し、地域おこし協力隊によるカフェや移住体験等に活用してまいります。

また、郷土芸能保存活用事業に307万6,000円、指定文化財修理補助事業に466万8,000円を計上し、無形文化財や重要文化財の保存、継承を推進してまいります。

文化センターにおいては、大ホールの舞台吊物機構設備改修事業に2億416万円を計上し、舞台設備の安全確保と長寿命化を図ってまいります。

次に、活気ある地域づくりとして、令和9年度の町政70周年のプレイベントとして、肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典に70万円を計上するほか、大学等と連携した特産品開発事業に36万5,000円を計上し、学生のアイデアを生かした特産品で町の魅力を発信してまいります。

また、国際交流協会に55万円、多文化共生社会推進事業に35万8,000円を計上し、共生社会の実現を推進いたします。

農業振興では、五料・飯倉地区農地利用活性化事業に1,061万2,000円を計上し、企業誘致と新たな町のブランド作物の栽培を推進するほか、病害虫防除支援事業に322万6,000円、広域種子センター利用者支援事業に338万円を計上しております。さらに道の駅玉村宿には858万8,000円を計上し、地元農産物、物産品などの販売促進に加え、老朽化した空調設備を更新する予定です。

水利施設整備改修については、坂東大堰基幹水利施設保全対策事業に4,722万9,000円、多面的機能支払交付金事業に4,595万5,000円、天狗岩用水余水吐門電動化事業に110万1,000円、広桃導水路法面整備補修事業に45万5,000円、天川分水工水路改修事業に34万5,000円を計上し、安定的な農業用水供給を確保してまいります。

商工業面では、商工会補助金に1,045万円を計上するほか、産業振興及び雇用機会拡大を図るため、個人版ふるさと納税奨励事業に4,949万円、企業立地促進事業に652万6,000円、新産業団地構想調査事業に1,376万1,000円を計上いたしました。

行政改革・DXの推進では、マイナンバーカード交付事業に2,087万5,000円を計上し、申請書交付機の導入や受付業務の一部委託により、待ち時間の短縮と事務の効率化を図るほか、地方税ポータルシステムに1,045万8,000円、財務会計システムに760万9,000円を計上し、QRコードを活用した公金収納を推進して、納税者の利便性向上と事務の効率化を図ってまいります。

歳出の目的別内訳については、総務費、農林水産業費、商工費、消防費が減少し、それ以外の予算は増加しております。増加した項目として、教育費が海洋センター長寿命化改修事業、総合運動公園管理棟改修事業、給食センター施設長寿命化事業、文化センター大ホール舞台吊物機構設備改修事業等、施設の長寿命化工事の実施等により47.2%増加し、土木費は道路補修事業、道路舗装修繕計画推進事業、道路改良事業、町道103号線道路改良事業等の増加により26.5%増加いたしました。

減少した項目としては、消防費が玉村分団、芝根分団の詰所整備や防災行政無線の導入、県防災情報通信システム衛星回線の整備等の終了により28.0%減少しております。

また、性質別内訳については、ほぼ全ての項目で増加しており、特に普通建設事業費は道路インフラ等の補修、改良工事のほか、各種公共施設の長寿命化工事の実施等により84.0%増加いたしました。

なお、義務的経費は4.5%増加し、予算総額に対する構成比は40.6%となり、投資的経費も84.0%増加し、構成比は14.6%となっております。

次に、歳入の主なものとして、その根幹である町税は、町内企業の業績見込みにより法人町民税が減少した一方、民間所得の増加等による個人町民税の増加等により、町税全体では4.5%増の50億5,830万7,000円を見込みました。地方交付税は、地方財政計画等を反映し7.1%増の22億5,000万円、そのほかの譲与税、交付金については環境性能割交付金の減少を踏まえ、地方消費税交付金等の増加により22.1%増の15億1,699万7,000円を見込んでおります。

国・県支出金は、民間保育所整備に係る補助金や公立小学校の給食費負担軽減交付金等の増加により6.2%増の31億705万7,000円を見込みました。

財産収入は、旧第5保育所跡地の売払いの終了等により48.3%減の3,789万9,000円、寄附金は個人版ふるさと寄附金の減少により16.3%減の1億300万5,000円を見込んでおります。

繰入金は、過去の地方交付税により措置された臨時財政対策債償還基金費を減債基金から繰り入れるほか、南小学校トイレ改修事業に充てるための学校教育施設整備基金の繰入れや産業祭やふるさとまつり等へ充当するふるさと創生基金の繰入れ等を計上しています。また、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰入れを8億5,000万円見込むことで収支の均衡を図り、繰入金全体で8.7%減の9億4,564万8,000円となっております。

諸収入は、海洋センター長寿命化改修事業に係る補助金の増加等により10.7%増の2億3,957万4,000円となり、町債は海洋センター、総合運動公園管理棟、学校給食センター、文化センター等の長寿命化事業や小学校のトイレ改修事業、道路舗装修繕計画推進事業等の財源として119.3%増の11億8,500万円を見込んでおります。

なお、歳入の性質別内訳については、町税収入の増加等により自主財源が1.5%増加し、予算総

額に対する構成比は45.0%となり、依存財源は地方消費税交付金や地方交付税、国・県支出金、町債等の増加により18.4%増加し、構成比は55.0%となっております。

以上、令和8年度の歳入については、町税や国からの各種交付金、地方交付税等が増加する見込みであるものの、道路整備や各種公共施設の長寿命化工事等に多額の費用がかかることから、その財源として町債を最大限活用しつつ、各種基金の繰入れ等により収支の均衡を図りました。引き続き物価や人件費の上昇による経費増加が見込まれるため、予算執行の段階においても可能な限り歳出の削減に努めるとともに、本町が継続的に発展していけるよう、未来に向けた積極的な投資と行財政の効率化を進め、持続可能な財政基盤の確保に努めてまいります。

なお、一般会計予算の内容につきましては、お配りした予算参考資料の中にも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと存じます。

次に、議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億6,351万5,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと0.5%の増となっております。

増額の主な要因としましては、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設され、保険税に加算となり、群馬県に納める納付金に子ども・子育て支援分が追加されることによるものです。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億3,259万7,000円、県支出金が24億9,902万8,000円、繰入金が2億2,885万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が24億2,742万4,000円、国民健康保険事業費納付金が9億5,395万5,000円、保健事業費が4,657万8,000円とするものでございます。

被保険者数は、減少傾向にありますが、医療の高度化などにより1人当たりの医療費単価は年々増加傾向にあるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。

医療費増加の要因の1つとしては、生活習慣病が挙げられます。生活習慣病が進行すると、脳卒中や心筋梗塞等の重篤な疾病を引き起こす可能性があることから、引き続き伊勢崎市と連携し、糖尿病重症化予防の取組を進めていくとともに、健康寿命の延伸、医療費の削減、重症化予防、生活習慣病予防を重点的に取り組んでいく予定です。

国保特定健診につきましては、疾病の早期発見、重症化予防の観点から、医療機関とも連携を密にし、受診率向上対策に取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9,062万4,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと16.8%の増となっております。

増加の主な要因としましては、高齢化による被保険者数の増加及び保険料率の改正並びに子ども・子育て支援金の加算により、後期高齢者医療保険料が増加することによるものです。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料が4億4,625万1,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金が1億2,117万3,000円、受託事業収入が1,798万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものとしましては、広域連合納付金5億5,882万4,000円、健康診査等事業費が1,966万3,000円とするものです。

令和8年度も引き続き広域連合と連携を取り、円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億6,247万9,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと1.5%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億3,293万3,000円、国庫支出金5億1,627万5,000円、支払基金交付金7億2,628万2,000円、県支出金3億8,233万8,000円、一般会計からの繰入金4億203万1,000円、基金繰入金1億円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費3,971万6,000円、保険給付費26億601万7,000円、地域支援事業費1億272万5,000円でございます。

なお、令和8年度は、第10期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画の策定年であります。高齢化が進む中で、介護保険制度の安定的な運用が重要な課題となっております。計画の策定に当たっては、第9期計画の進捗管理により施策の効果や改善点を明らかにするとともに、新たに認知症施策推進計画を追加し、増加が見込まれる認知症への対策強化を図ってまいります。

今後も、引き続き自立支援、重度化防止に取り組むほか、地域包括ケアシステムの深化を図り、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指して、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

次に、議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を、歳入歳出それぞれ467万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものといたしましては、要支援1・2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入241万1,000円、一般会計繰入金等226万2,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など、総務管理費等293万4,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が164万円でございます。

次に、議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。まず、令和8年度の業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,899件、年間総配水量を453万2,000立方メートル、新設工事件数を93件、主要な建設改良事業として配水管布設替等工事費1億3,600万円を第2条に定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で6億290万6,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億7,094万4,000円、預金利子等の営業外収益が3,196万1,000円でございます。

続いて、水道事業費用でございますが、5億8,667万8,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が5億4,379万4,000円、企業債利子等の営業外費用が3,927万5,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入として固定資産売却収入24万2,000円を予定いたしました。

続いて、資本的支出ですが、3億804万9,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の1億6,956万4,000円、固定資産購入費の622万9,000円、企業債償還金の8,225万6,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する3億780万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填する予定でございます。

第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

さらに第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を5,073万6,000円、交際費を1万円と定めるとともに、第7条ではたな卸資産購入限度額を685万2,000円と定めるものでございます。

引き続き、経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。まず、令和8年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済面積として795.62ヘクタール、年間有収水量を285万4,000立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備等工事費2億6,752万円を第2条に定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で8億7,982万1,000円を予定しました。その主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億4,349万9,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が5億3,632万1,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、8億5,263万4,000円を予定いたしました。その主なも

のは、営業費用が7億5,065万1,000円、企業債利子等の営業外費用が9,938万2,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては5億2,087万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債の4億2,850万円、他会計補助金の5,811万8,000円でございます。

続いて、資本的支出ですが、8億2,786万3,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の3億4,226万円及び企業債償還金の4億8,560万3,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額3億699万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、企業債の限度額を4億2,850万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,824万1,000円と定め、第9条では一般会計からの補助金である基準外繰入金を1億1,780万2,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款・項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第26、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第27、議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第28、議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第29、議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第30、議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第31、議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第32、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求め

ます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、令和8年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



### ○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

日程第26、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算から日程第32、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第22号から日程第32、議案第28号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



### ○日程第33 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（新井賢次君） 日程第33、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

推薦させていただく小此木由紀氏におかれましては、天田義乃利氏が令和8年6月30日で退任することから、後任として推薦をするものでございます。

小此木氏は、人格識見高く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意することに決定しました。

---

◇

## ○散 会

◇議長（新井賢次君） 議事の都合により、3月4日から8日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月9日は午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後3時14分散会